

堺市緊急事態措置コールセンターを開設します

—1月14日から緊急事態措置期間終了日まで—

堺市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府による大阪府への緊急事態宣言が見込まれるため、以下のとおり堺市緊急事態措置コールセンターを開設します。

本コールセンターでは、今回の緊急事態措置に係る市民や事業者の皆様からの問い合わせにお応えします。

なお、すでに設置している新型コロナ受診相談センター等の相談窓口は、これまでどおり継続します。

1 内容

緊急事態措置に対する堺市の対応や外出自粛、営業時間の短縮要請に関する問い合わせへの対応、支援策・関係機関・窓口の紹介など

2 開設日時

令和2年1月14日（木）から緊急事態措置期間終了日まで（土・日・祝休日をのぞく）
午前9時～午後5時

3 電話・ファックス番号

（電話）072-228-7834 / （ファックス）072-222-7339

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：危機管理室 防災課
電 話：072-228-7605
ファックス：072-222-7339